

那覇市立真地小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日策定

1 本校の基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめを防止するための基本的な方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。

(3) 学校いじめ防止基本方針の目的

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校づくりに計画的・組織的に取り組む。
- ② 学級・学年等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、児童一人一人の自己有用感・自己存在感の涵養に努める。
- ③ 保護者との信頼関係作り、地域や関係機関との連携と協力に努め、社会全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。
- ④ 子ども自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築き、いじめを許さない社会の実現に努める子どもの育成を目指す。

2 学校の現状

各学年 2～3 クラスの中規模校である。本校は授業への参画や環境整備等、地域有志や保護者の教育活動への関わりが顕著な学校である。そのおかげで、これまで大きいじめ等に関わる問題行動は起きてはいないが、小さな子ども同士のトラブルは多々見られる。

不登校や 30 日以上欠席児童、または学校不適応等、いわゆる心の悩みを抱え教育相談支援員やスクールカウンセラーとの関わりを持っている児童も比較的多い。

いじめはどこの学級でもいつでも起こりうるということが言われているが、不登校や教育相談に関わるこのような本校の課題が、いじめ等との関連がないかも念頭に置きながら、その課題解決に向けて粘り強い取り組みが求められている。

3 いじめ防止等の指導體制・組織的な対応

(1) 日常的な指導體制

- ① 校内指導體制及び関係機関との連携
 - ・教育相談担当、生徒指導主事、人権教育担当、道徳主任、特活担当等それぞれの役割を明確にし、それぞれの立場でいじめ防止に向けての取り組みの充実並びに連携を図る。
 - ・関係機関の機能と役割を理解し、スムーズな連携が図れるよう連絡先を一覧にする。

- ② 生徒指導・教育相談部会を毎月一回開催し、各学年の状況報告をしてもらい、必要に応じて生徒指導部会や関係機関と連携して対処する。またその情報は、職員会議等で生徒指導主事が報告し、学校全体で共有するようにする。

(2) 未然防止

- ① 道徳教育の推進
- ② 人権に配慮した学級運営
- ③ いじめ追放宣言集会の実施と道徳教育・人権教育との連動
- ④ 人権擁護委員や弁護士会による人権教室の実施
- ⑤ 保護者への啓発
- ⑥ 人間関係作りを重視した体験活動の充実
- ⑦ ネットを介したトラブル防止に向けての取り組み
- ⑧ いじめに対する研修会の実施
- ⑨ 生徒指導・教育相談部会の充実並びに職員間の情報の共有
- ⑩ スクールカウンセラーとの意見交換会

(3) 早期発見

- ① アンテナを広げ、児童の変容を見逃さない。
 - ア 児童観察、定期的なアンケートの実施
 - イ 年2回の教育相談活動の充実
 - ウ SCと連携した教育相談活動の充実
 - エ 幼小中間の連携強化
 - オ 地域との情報交換
- ② いじめの兆候に敏感になる。
 - ア ・登校渋り・連続の欠席・明確な理由のない欠席・一人になることが多い
 - イ ・からかいの対象になる場面が多い・靴や物がなくなる等々

(4) 早期対応

- ① いじめの兆候が見られたら、本人や周りから聞き取りをするなどすぐ対処し、いじめに発展しないよう指導し、小さい芽のうちに摘み取る。

(5) ネット上でのいじめの対応

情報モラル教育を通して、メールの送受信の際のマナー指導を徹底する。

(6) 指導計画

	期日(期間)	取り組み内容
1	人権の日(毎月第1木曜日)	いじめアンケート実施
2	5/23(月)	非行防止教室(万引き・いじめについて)
3	6/3(金)～6/10(金)	第1回教育相談(ふれあいタイム)
4	9月1日(木)	いじめ追放宣言集会

5	11 / 16 (木) ~ 11 / 25 (水)	第2回教育相談週間 (ふれあいタイム)
6	11月29日 (火)	人権教室
7	毎月第2火曜日	生徒指導・教育相談部会
8	5月～2月まで実施	朝のあいさつ運動 ・生活委員会が実施 ・各学級が1週間単位輪番制で実施

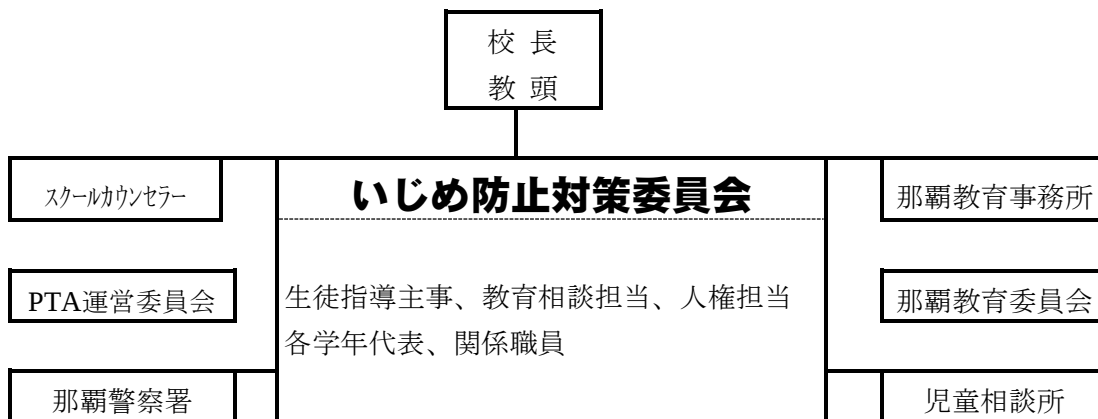
4 組織の設置及び組織的な取り組み

(1) 名称 「いじめ防止対策委員会」

※いじめ対策主任を生徒指導主事とし、管理職を含めた生徒指導部会が兼ねる。生徒指導部会の構成は、下記の通りとし、児童がいじめを受けていると思われるときは、必要に応じて関係職員を招集する。

- (2) 参加者 校長、教頭、教務、生徒指導主事、教育相談担当、人権担当、各学年代表、必要に応じて民生委員、人権擁護委員、PTA役員、地域有識者、関係機関(警察、弁護士、保護士)

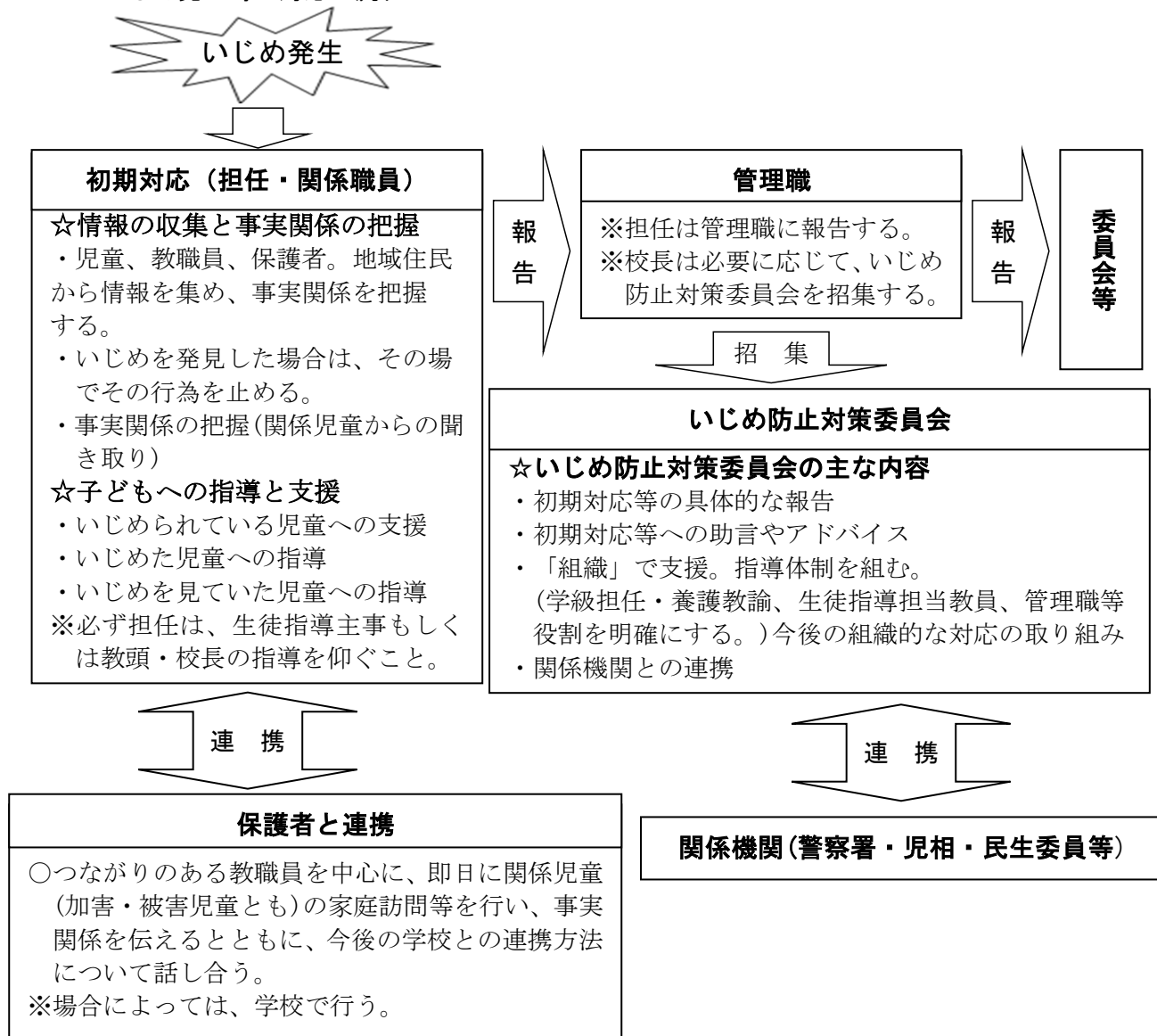
(3) 組織図



(4) 組織の役割

- ① 児童の変化やいじめの兆候をいち早く察知するために学級学年間の情報を収集・共有し、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図る。
- ② いじめ事案発生に対して、組織的な対応を中心となって行う。
- ③ 早期発見のために取り組みを積極的に実施する。
- ④ 児童や家庭に向けて、いじめ防止の啓発活動を実施する。
- ⑤ 教職員に対していじめ防止に関する研修を行う。

5 いじめ発生時の対応の流れ



6 重大事態への対応

- (1) 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。
- (2) 重大事態が発生した旨を那覇市教育委員会に速やかに報告する。必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- (3) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織をいじめ防止対策委員会を中核として設置する。
- (4) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、当該事態への対応や同種の事態の再発防止を図る。
- (5) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、明らかになった事実関係その他の必要に情報を適切に提供する。これらの情報の提供に当たっては、地の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しも適切に提供する。

7 その他

必要があると認められる差異には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。